

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年7月5日提出
【計算期間】	第14特定期間（自 平成24年10月6日 至 平成25年4月5日）
【ファンド名】	ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03－5533－4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 基本方針

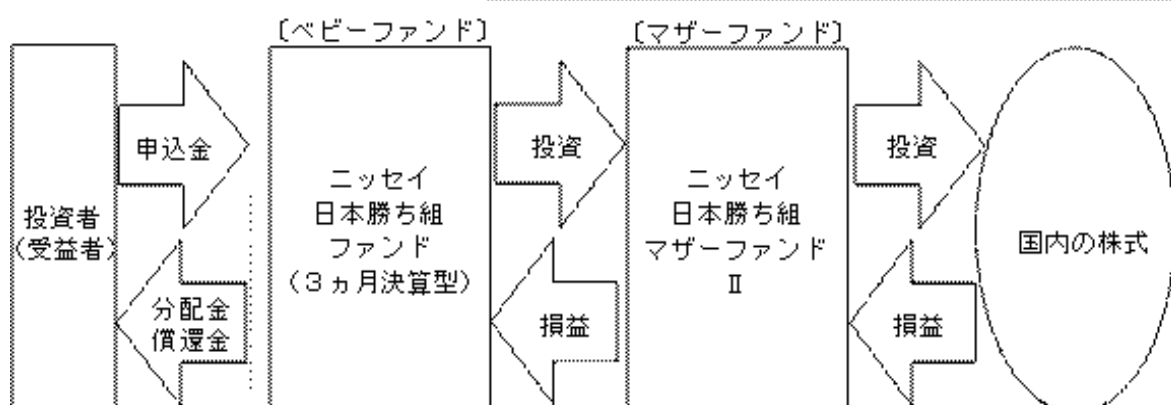
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

② 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



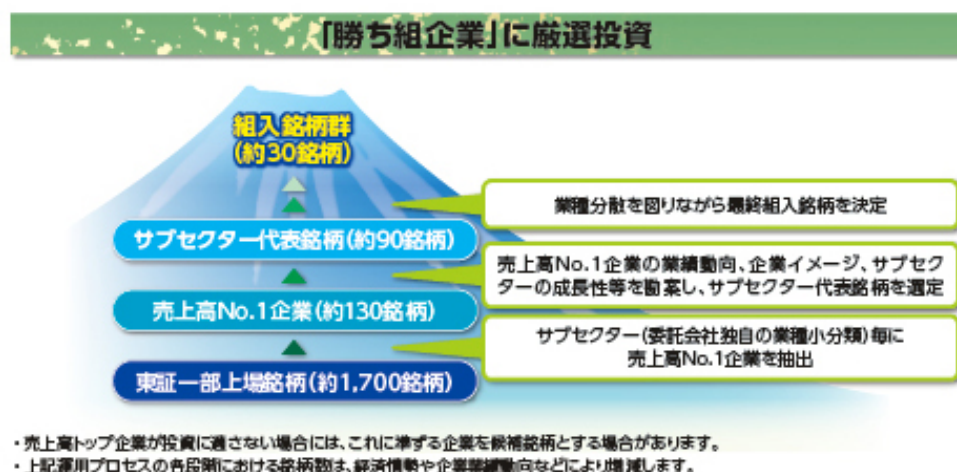
③ ファンドの特色

◆東京証券取引所第一部上場銘柄を対象として、各業界をリードする“勝ち組企業”の株式へ投資を行います。

「勝ち組企業」とは
●原則として下記を満たし、各業界をリードする有力企業を「勝ち組企業」として、投資候補銘柄とします。



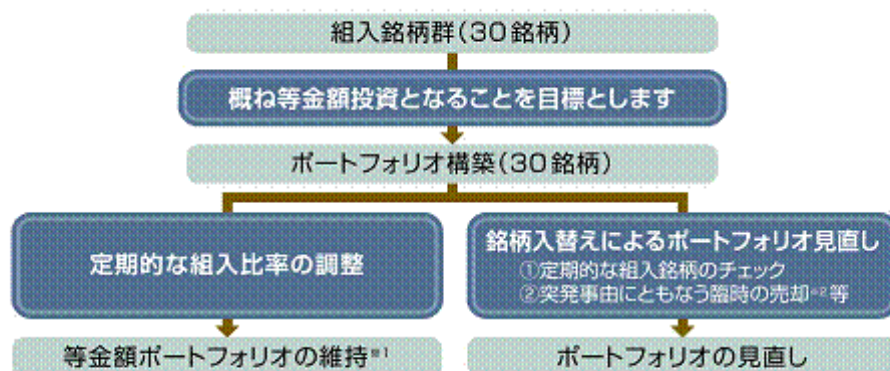
◆組入銘柄数は原則として30銘柄とし、業種分散を図りながら銘柄選定を行います。



◆各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とします。

- ・短期的な銘柄の入替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行うことで、投資方針の維持に努めます。

●ポートフォリオ管理イメージ



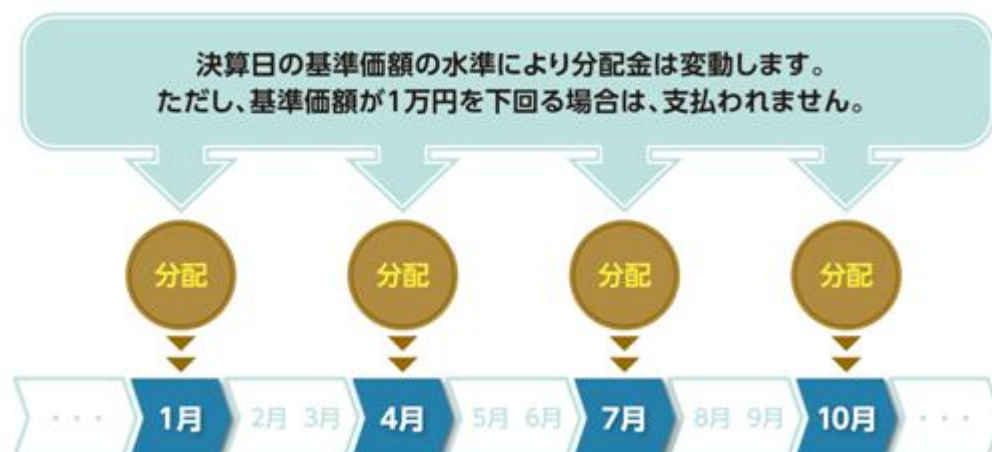
※1 組入銘柄の株価変動等にとれない等金額投資を維持できない場合があります。

※2 組入銘柄に関して、突発的な事象等によりファンドに重大な損失を与える可能性が発生したと判断される場合等には、その判断を行った時点で当該銘柄を売却し、銘柄入替えを行うことがあります。

◆原則として、3ヵ月毎に決算を行い、分配金をお支払いすることをめざします。

- ・基準価額が1万円を上回っている場合、1万円を超える部分の概ねすべてを分配する方針です。

〈分配金イメージ〉



1 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

- ④ 信託金の上限
5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ⑤ ファンドの分類
追加型投信／国内／株式に属します。
○ 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式		グローバル	
一般			
大型株		日本	
中小型株	年1回		
債券		北米	
一般	年2回		ファミリー
公債		欧州	ファンド
社債	年4回		
その他債券		アジア	
クレジット属性	年6回		
()	(隔月)	オセアニア	
不動産投信	年12回	中南米	
	(毎月)		ファンド・
その他資産		アフリカ	オブ・
(投資信託証券	日々		ファンズ
(株式(一般)))		中近東	
	その他	(中東)	
	()		
資産複合		エマー	
()		ジング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

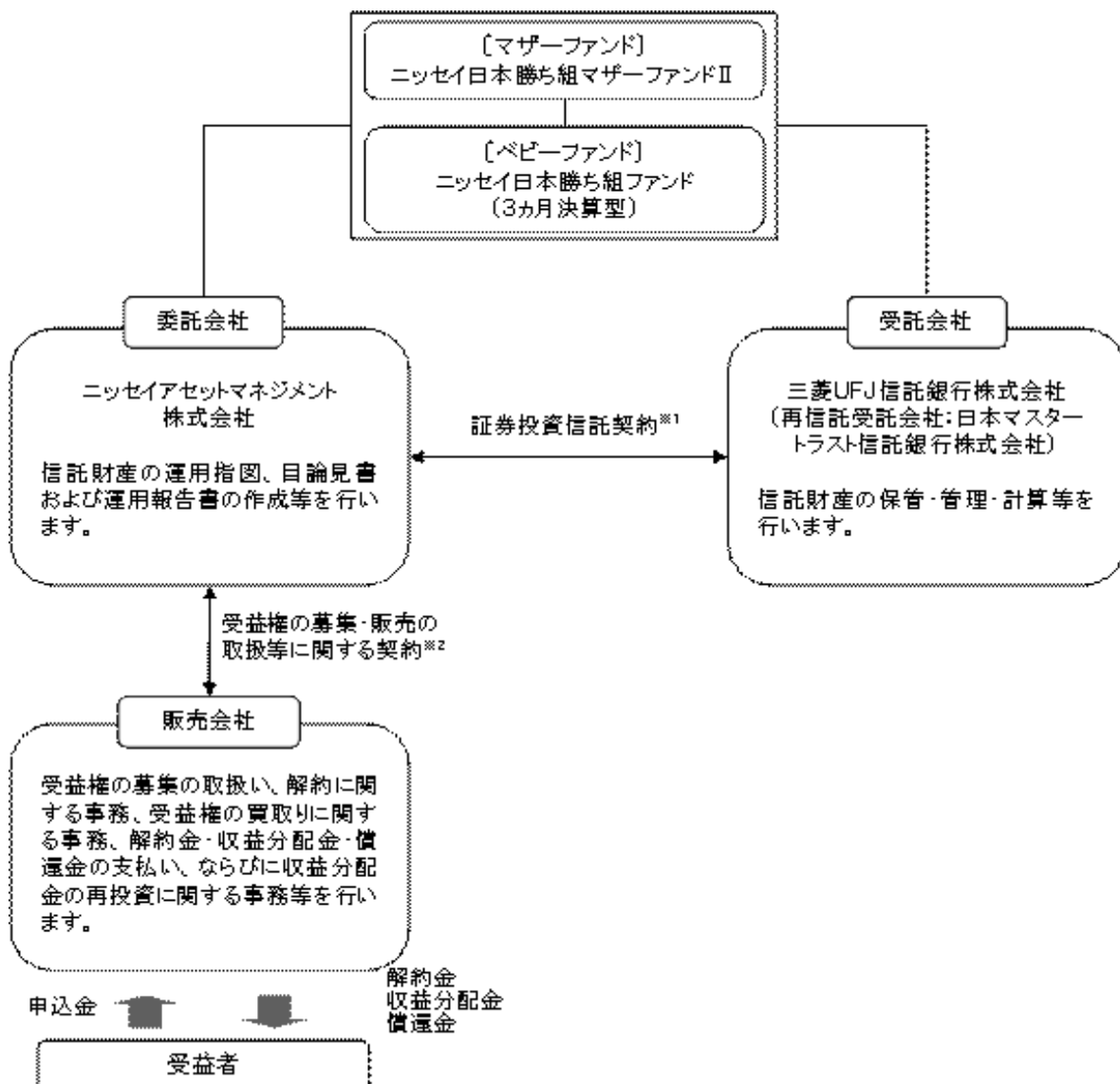
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年4回	目論見書または約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年6月28日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- ※ 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- ※ 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（平成25年5月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔
5. 金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 平成7年4月4日
7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングスI・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主として、ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡへの投資を通じて、実質的に国内の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。
- ③ 株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要**ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ****（１）基本方針**

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法**a 投資対象**

国内の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

- ① 東京証券取引所第１部上場銘柄を対象として、各業界をリードする“勝ち組企業”の株式へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
- ② “勝ち組企業”の選定は、委託会社独自の業種小分類（サブセクター）毎に売上高トップ企業を抽出し、安定した業績、競争力やそれらの持続性、成長性および流動性などの観点から候補銘柄を絞り込みます（売上高トップ企業が投資に適さない場合には、これに準ずる企業を候補銘柄とする場合があります）。
- ③ 組入銘柄数は原則として30銘柄とし、業種分散を図りながら銘柄選定を行います。なお、銘柄入替時や資金動向等によっては、組入銘柄数が増減するケースもあります。
- ④ 短期的な銘柄の入替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行うことで、上記①および②の投資方針の維持に努めます。
- ⑤ 各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とします。なお、定期的に各銘柄の組入比率を調整しますが、組入銘柄の株価変動等にもとない等金額投資を維持できない場合があります。
- ⑥ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。市場環境の変化や変化の見通しに基づいた実質組入比率の変更は行いません。
- ⑦ 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ⑧ 株式以外への資産の投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ⑨ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

（２）【投資対象】**a 主な投資対象**

ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡを主要投資対象とします。なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 ③ 先物取引等、④ スワップ取引および⑤ 金利先渡取引」に定めるものに限り）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドII」（以下「マザーファンド」といいます）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限り）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信

託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品

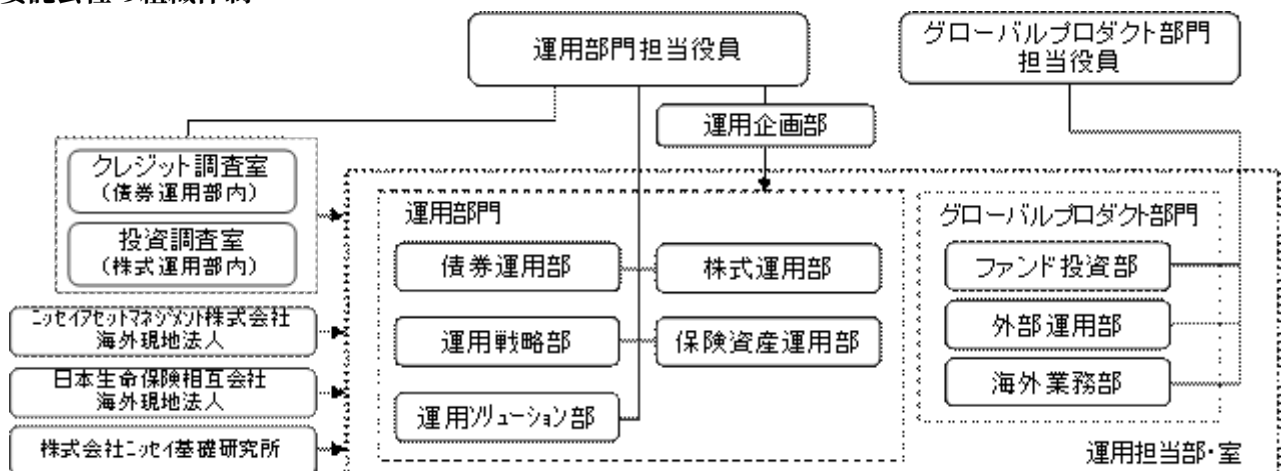
信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③の1. から4. までに掲げる金融商品により運用することができます。

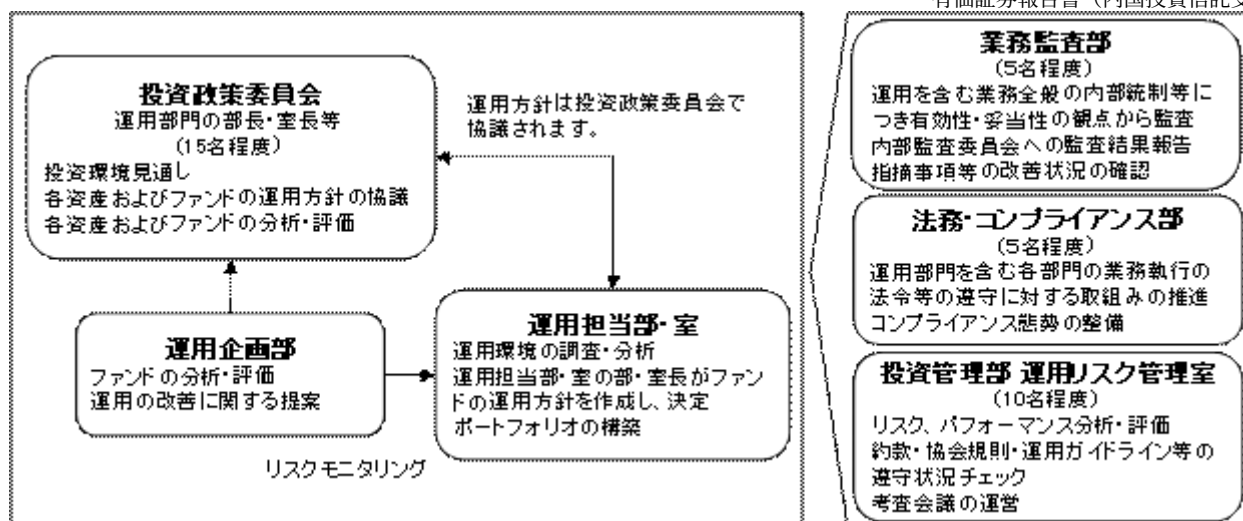
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャーサービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

- ① 原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１． 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２． 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３． 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず、信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

② 分配時期

毎決算日とし、決算日は１・４・７・１０月の各５日（年４回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

③ 支払方法

＜分配金受取コースの場合＞

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

＜分配金再投資コースの場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。

b 約款に定めるその他の投資制限

① 投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の証券取引所[※]に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

② 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等により、前記2. の売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。

③ 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所における国内の有価証券に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めます（以下同じ）。
2. 国内の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における国内の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

④ スワップ取引

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引がファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、ファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。
 4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
 5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
 6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ⑤ 金利先渡取引
1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引を行うことができます。
 2. 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
 4. 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行います。
- ⑥ 有価証券の貸付けおよび範囲
1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 前記1.に定める限度額を超えた場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約します。
 3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行います。
- ⑦ 有価証券の空売り
1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産で保有していない有価証券または後記⑧の規定により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行います。
 2. 前記1.の売付けは、当該売付けに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済します。
- ⑧ 有価証券の借入れ
1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保を提供します。
 2. 前記1.は、当該借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れに関する有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還します。

4. 前記1. の借入れに関する品借料は信託財産中から支払います。

⑨ 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に関する借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支払います。

c 法令に定める投資制限

① デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

② 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3 【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、組入銘柄数を30銘柄程度に抑えた運用を行うため、各組入銘柄の株価の変動がファンドの基準価額へ与える影響は、銘柄数の多いファンドに比べて大きくなります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に

至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

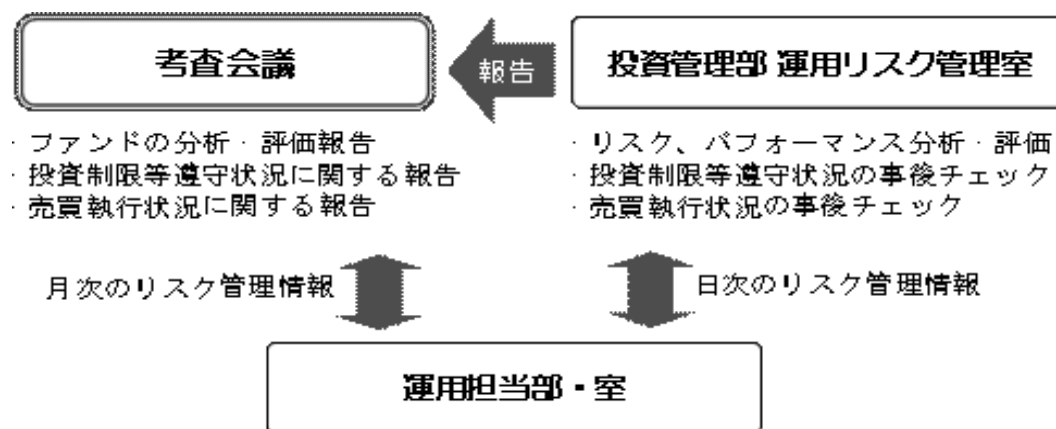
・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等によっても、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）※を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。
※ 手数料率は変更となる場合があります。
- ② 分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。
- ③ 償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。
- ④ 前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1.0%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分		
委託会社	年0.4725%	（税抜0.45%）
販売会社	年0.4725%	（税抜0.45%）
受託会社	年0.1050%	（税抜0.10%）

- ② 前記①の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

（４）【その他の手数料等】

- ① 証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

- ② 監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00210% （税抜0.002%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315% （税抜0.003%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525% （税抜0.005%）
10億円以下 の部分	年 0.03150% （税抜0.030%）

- ③ 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

- ④ 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

- ⑤ 信託財産留保額

ありません。

- 上記の①、③および④の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額[※]の差益に対して課税されます。
- ※ 申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

税率（個人）

平成25年12月31日まで	10.147%（所得税 7%・復興特別所得税0.147%・地方税3%）
平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
平成50年 1 月 1 日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。
益金不算入制度の適用があります。

税率（法人）

平成25年12月31日まで	7.147%（所得税 7%・復興特別所得税0.147%）
---------------	------------------------------

平成26年 1 月 1 日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
平成50年 1 月 1 日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出[※]されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

○ 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成25年4月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	15,779,746,757	100.01
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		△1,812,765	△0.01
純資産総額		15,777,933,992	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ」

（平成25年4月30日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	15,151,594,800	93.91
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		981,772,676	6.09
純資産総額		16,133,367,476	100.00

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（注２）その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価（円）	時価（円）	投資比率（％）
東証株価指数先物（買建） （2013年6月限）	東京証券取引所	894,986,065	968,610,000	6.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年4月30日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ	親投資信託受益証券	16,116,583,349	8,856	14,273,247,787	9,791	15,779,746,757	100.01
投資比率：合計									100.01

（注１）投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	100.01
合計		100.01

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ」

（平成25年4月30日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率 （％）
						単価	金額	
1	日本	野村ホールディングス	株式	証券、商品先物取引業	778,200	602 793	468,476,400 617,112,600	3.83
2	日本	三菱重工業	株式	機械	851,000	574 671	488,474,000 571,021,000	3.54
3	日本	オリックス	株式	その他金融業	381,000	1,393 1,496	530,733,000 569,976,000	3.53
4	日本	セブン&アイ・HLDGS	株式	小売業	148,800	3,400 3,740	505,920,000 556,512,000	3.45
5	日本	日本たばこ産業	株式	食料品	149,500	3,110 3,685	464,945,000 550,907,500	3.41
6	日本	小松製作所	株式	機械	202,500	2,201 2,659	445,702,500 538,447,500	3.34
7	日本	大和ハウス	株式	建設業	244,000	1,983 2,202	483,852,000 537,288,000	3.33
8	日本	三菱UFJフィナンシャルG	株式	銀行業	794,400	607 663	482,200,800 526,687,200	3.26
9	日本	麒麟HD	株式	食料品	306,000	1,649 1,707	504,594,000 522,342,000	3.24
10	日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	108,100	4,175 4,825	451,317,500 521,582,500	3.23
11	日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	91,200	5,090 5,640	464,208,000 514,368,000	3.19
12	日本	ブリヂストン	株式	ゴム製品	139,100	3,425 3,675	476,417,500 511,192,500	3.17
13	日本	電通	株式	サービス業	151,000	2,859 3,385	431,709,000 511,135,000	3.17
14	日本	住友電工	株式	非鉄金属	387,400	1,199 1,294	464,492,600 501,295,600	3.11
15	日本	京セラ	株式	電気機器	50,500	8,770 9,910	442,885,000 500,455,000	3.10
16	日本	東京瓦斯	株式	電気・ガス業	897,000	516 556	462,852,000 498,732,000	3.09
17	日本	日立	株式	電気機器	800,000	547 622	437,600,000 497,600,000	3.08
18	日本	ヤマダ電機	株式	小売業	105,620	4,215 4,695	445,188,300 495,885,900	3.07
19	日本	東京海上HD	株式	保険業	159,600	2,805 3,090	447,678,000 493,164,000	3.06
20	日本	デンソー	株式	輸送用機器	112,400	4,110 4,365	461,964,000 490,626,000	3.04
21	日本	凸版印刷	株式	その他製品	658,000	667 742	438,886,000 488,236,000	3.03
22	日本	日本通運	株式	陸運業	962,000	468 507	450,216,000 487,734,000	3.02
23	日本	クボタ	株式	機械	340,000	1,343 1,397	456,620,000 474,980,000	2.94
24	日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	57,700	8,610 8,220	496,797,000 474,294,000	2.94
25	日本	新日鐵住金	株式	鉄鋼	1,798,000	222 259	399,156,000 465,682,000	2.89

26	日本	武田薬品	株式	医薬品	87,000	4,980 5,350	433,260,000 465,450,000	2.89
----	----	------	----	-----	--------	----------------	----------------------------	------

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （%）
						単価	金額	
27	日本	三菱ケミカルHLDGS	株式	化学	947,500	410 474	388,475,000 449,115,000	2.78
28	日本	キャノン	株式	電気機器	128,100	3,290 3,495	421,449,000 447,709,500	2.78
29	日本	JXホールディングス	株式	石油・石炭製品	841,200	507 528	426,488,400 444,153,600	2.75
30	日本	三菱商事	株式	卸売業	244,800	1,661 1,748	406,612,800 427,910,400	2.65
投資比率：合計								93.91

（注１）投資有価証券の全銘柄を記載しております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	機械	9.82
	電気機器	8.96
	食料品	6.65
	小売業	6.52
	輸送用機器	6.23
	陸運業	5.96
	証券、商品先物取引業	3.83
	その他金融業	3.53
	建設業	3.33
	銀行業	3.26
	情報・通信業	3.23
	ゴム製品	3.17
	サービス業	3.17
	非鉄金属	3.11
	電気・ガス業	3.09
	保険業	3.06
	その他製品	3.03
	鉄鋼	2.89
	医薬品	2.89
	化学	2.78
	石油・石炭製品	2.75
	卸売業	2.65
	合計	93.91

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ」

（平成25年4月30日現在）

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （％）
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 （2013年6月限）	買建	83	894,986,065	968,610,000	6.00

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注2）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

（3）【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成25年4月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	（平成18年10月5日）	分配付：	4,072,254,931	分配付：	10,821
		分配落：	3,763,678,384	分配落：	10,001
第2特定 期末	（平成19年4月5日）	分配付：	16,342,857,834	分配付：	10,781
		分配落：	15,364,760,397	分配落：	10,001
第3特定 期末	（平成19年10月5日）	分配付：	33,228,715,003	分配付：	9,952
		分配落：	31,890,519,342	分配落：	9,352
第4特定 期末	（平成20年4月7日）	分配付：	27,234,755,952	分配付：	7,825
		分配落：	27,234,755,952	分配落：	7,825
第5特定 期末	（平成20年10月6日）	分配付：	19,317,693,567	分配付：	5,692
		分配落：	19,317,693,567	分配落：	5,692
第6特定 期末	（平成21年4月6日）	分配付：	16,864,572,869	分配付：	4,874
		分配落：	16,864,572,869	分配落：	4,874
第7特定 期末	（平成21年10月5日）	分配付：	17,939,846,766	分配付：	5,229
		分配落：	17,939,846,766	分配落：	5,229
第8特定 期末	（平成22年4月5日）	分配付：	20,198,868,460	分配付：	6,214
		分配落：	20,198,868,460	分配落：	6,214
第9特定 期末	（平成22年10月5日）	分配付：	15,927,706,822	分配付：	5,097
		分配落：	15,927,706,822	分配落：	5,097
第10特定 期末	（平成23年4月5日）	分配付：	15,087,256,611	分配付：	5,252
		分配落：	15,087,256,611	分配落：	5,252
第11特定 期末	（平成23年10月5日）	分配付：	11,661,227,237	分配付：	4,359
		分配落：	11,661,227,237	分配落：	4,359
第12特定 期末	（平成24年4月5日）	分配付：	12,668,587,615	分配付：	5,179
		分配落：	12,668,587,615	分配落：	5,179

第13特定 期末	（平成24年10月5日）	分配付： 10,251,992,584 分配落： 10,251,992,584	分配付： 4,430 分配落： 4,430
第14特定 期末	（平成25年4月5日）	分配付： 14,290,399,036 分配落： 14,290,399,036	分配付： 6,631 分配落： 6,631

		純資産総額（円）	1万口当たり純資産総額（円）
	平成24年4月末日	12,045,820,948	4,944
	5月末日	10,516,258,798	4,338
	6月末日	11,113,571,542	4,614
	7月末日	10,572,293,911	4,440
	8月末日	10,286,653,773	4,373
	9月末日	10,289,040,872	4,439
	10月末日	10,303,103,200	4,510
	11月末日	10,663,757,731	4,762
	12月末日	11,610,651,006	5,279
	平成25年1月末日	12,606,528,887	5,797
	2月末日	13,045,314,967	6,034
	3月末日	13,849,757,334	6,449
	平成25年4月30日	15,777,933,992	7,338

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

② 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成18年6月28日 至平成18年10月5日	820円
第2 特定期	自平成18年10月6日 至平成19年4月5日	780円
第3 特定期	自平成19年4月6日 至平成19年10月5日	600円
第4 特定期	自平成19年10月6日 至平成20年4月7日	0円
第5 特定期	自平成20年4月8日 至平成20年10月6日	0円
第6 特定期	自平成20年10月7日 至平成21年4月6日	0円
第7 特定期	自平成21年4月7日 至平成21年10月5日	0円
第8 特定期	自平成21年10月6日 至平成22年4月5日	0円
第9 特定期	自平成22年4月6日 至平成22年10月5日	0円
第10 特定期	自平成22年10月6日 至平成23年4月5日	0円

		1万口当たり分配金
第11 特定期	自平成23年4月6日 至平成23年10月5日	0円

第12 特定期	自平成23年10月6日 至平成24年4月5日	0円
第13 特定期	自平成24年4月6日 至平成24年10月5日	0円
第14 特定期	自平成24年10月6日 至平成25年4月5日	0円

③ 【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成18年6月28日 至平成18年10月5日	8.21%
第2 特定期	自平成18年10月6日 至平成19年4月5日	7.80%
第3 特定期	自平成19年4月6日 至平成19年10月5日	△0.49%
第4 特定期	自平成19年10月6日 至平成20年4月7日	△16.33%
第5 特定期	自平成20年4月8日 至平成20年10月6日	△27.26%
第6 特定期	自平成20年10月7日 至平成21年4月6日	△14.37%
第7 特定期	自平成21年4月7日 至平成21年10月5日	7.28%
第8 特定期	自平成21年10月6日 至平成22年4月5日	18.84%
第9 特定期	自平成22年4月6日 至平成22年10月5日	△17.98%
第10 特定期	自平成22年10月6日 至平成23年4月5日	3.04%
第11 特定期	自平成23年4月6日 至平成23年10月5日	△17.00%
第12 特定期	自平成23年10月6日 至平成24年4月5日	18.81%
第13 特定期	自平成24年4月6日 至平成24年10月5日	△14.46%
第14 特定期	自平成24年10月6日 至平成25年4月5日	49.68%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間未分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率＝（当特定期間未分配付基準価額－前特定期間未分配落基準価額）÷前特定期間未分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成18年6月28日 至平成18年10月5日	3,773,367,570	10,238,945	3,763,128,625
第2 特定期	自平成18年10月6日 至平成19年4月5日	12,048,238,394	448,209,991	15,363,157,028

第3 特定期	自平成19年4月6日 至平成19年10月5日	19,516,079,746	780,844,997	34,098,391,777
第4 特定期	自平成19年10月6日 至平成20年4月7日	2,019,315,767	1,310,893,725	34,806,813,819
第5 特定期	自平成20年4月8日 至平成20年10月6日	719,195,873	1,584,812,321	33,941,197,371
第6 特定期	自平成20年10月7日 至平成21年4月6日	2,033,945,521	1,372,877,420	34,602,265,472
第7 特定期	自平成21年4月7日 至平成21年10月5日	911,820,642	1,203,754,257	34,310,331,857
第8 特定期	自平成21年10月6日 至平成22年4月5日	452,651,079	2,258,406,449	32,504,576,487
第9 特定期	自平成22年4月6日 至平成22年10月5日	625,980,708	1,879,022,623	31,251,534,572
第10 特定期	自平成22年10月6日 至平成23年4月5日	797,597,285	3,322,533,948	28,726,597,909
第11 特定期	自平成23年4月6日 至平成23年10月5日	334,027,670	2,310,391,709	26,750,233,870
第12 特定期	自平成23年10月6日 至平成24年4月5日	279,272,766	2,568,077,216	24,461,429,420
第13 特定期	自平成24年4月6日 至平成24年10月5日	315,219,937	1,634,761,228	23,141,888,129
第14 特定期	自平成24年10月6日 至平成25年4月5日	933,234,371	2,525,207,566	21,549,914,934

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2013年4月末現在

●基準価額・純資産の推移



●基準価額および純資産総額

基準価額	7,338円
純資産総額	157億円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

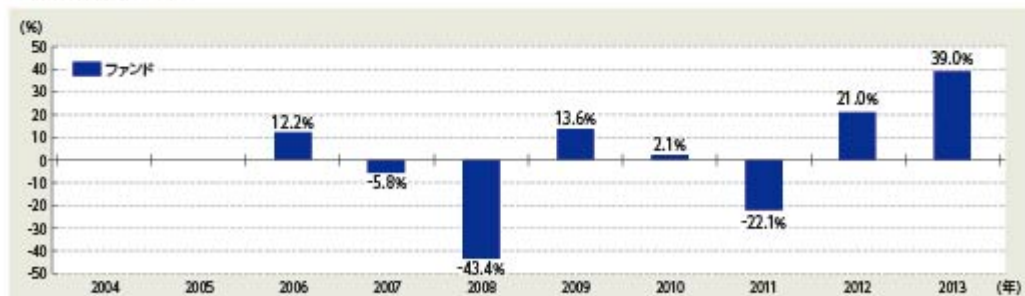
第23期	2012年4月5日	0円
第24期	2012年7月5日	0円
第25期	2012年10月5日	0円
第26期	2013年1月7日	0円
第27期	2013年4月5日	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		2,200円

●組入全30銘柄(マザーファンド、比率:対組入株式評価額比)

銘柄	サブセクター	比率
大和ハウス工業	住宅	3.5%
キリンホールディングス	ビール等	3.4%
日本たばこ産業(JT)	たばこ	3.6%
セブン&アイ・ホールディングス	コンビニ	3.7%
三菱ケミカルホールディングス	総合化学	3.0%
電通	広告	3.4%
武田薬品工業	医薬品製造	3.1%
JXホールディングス	石油	2.9%
ブリヂストン	タイヤ	3.4%
新日鐵住金	高炉	3.1%
住友電気工業	電線	3.3%
小松製作所(コマツ)	建設機械	3.6%
クボタ	農業機械	3.1%
日立製作所	産業エレクトロニクス	3.3%
デンソー	自動車部品	3.2%

銘柄	サブセクター	比率
京セラ	電子部品	3.3%
三菱重工業	産業機械	3.8%
トヨタ自動車	完成車	3.4%
キャノン	事務機器	3.0%
凸版印刷	印刷・出版	3.2%
三井物産	総合商社	2.8%
三菱UFJフィナンシャルグループ	都銀・信託	3.5%
オリックス	リース	3.8%
野村ホールディングス	証券	4.1%
東京海上ホールディングス	損害保険	3.3%
東日本旅客鉄道(JR東日本)	JR	3.1%
日本通運	トラック運送	3.2%
日本電信電話(NTT)	通信	3.4%
東京ガス	ガス	3.3%
ヤマダ電機	専門店	3.3%

●年間収益率の推移



① ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

② 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

② 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

③ 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

⑤ 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）[※]を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

※ 手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

⑦ その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

① 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

② 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

③ 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

○ 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

④ 換金価額

＜解約請求の場合＞

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

＜買取請求の場合＞

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。

それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

○ 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

○ 換金手数料はありません。

⑤ 信託財産留保額

ありません。

⑥ 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。

⑦ その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記④の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

- 受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。
- ② ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。
- | 主な投資資産 | 評価方法の概要 |
|----------|---------------------------|
| マザーファンド | 計算日の基準価額で評価します。 |
| 国内株式 | 証券取引所における計算日の最終相場で評価します。 |
| 国内株式先物取引 | 証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。 |
- ③ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- ⑤ 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。
- ⑥ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

（4）【計算期間】

毎年1月6日から4月5日まで、4月6日から7月5日まで、7月6日から10月5日まで、10月6日から翌年1月5日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

① 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - i. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ii. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1. により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3. の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「② 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
10. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

② 約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。

4. 前記3. の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1. の約款の変更をしません。
 5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1. から5. の規定にしたがいます。
- ③ 反対者の買取請求権
- 前記「① 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「② 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「① 繰上償還 3. 」または「② 約款の変更 3. 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。
- ④ 公告
- 電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。
- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 運用報告書の作成
- 委託会社は、ファンドの4月および10月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。
- ⑥ 信託事務処理の再信託
- 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- ⑦ 関係法人との契約の更改等に関する手続き
- 委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

○ 時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

（2）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

前記「３ 資産管理等の概要 （５）その他 ③ 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。

3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年10月6日から平成25年4月5日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間 (平成24年10月5日現在)	第14特定期間 (平成25年4月5日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	27,186,883	31,948,538
親投資信託受益証券	10,252,285,134	14,290,790,949
未収入金	8,316,162	11,078,739
流動資産合計	10,287,788,179	14,333,818,226
資産合計	10,287,788,179	14,333,818,226
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,727,110	10,305,426
未払受託者報酬	2,789,351	3,293,384
未払委託者報酬	25,104,293	29,640,643
その他未払費用	174,841	179,737
流動負債合計	35,795,595	43,419,190
負債合計	35,795,595	43,419,190
純資産の部		
元本等		
元本	23,141,888,129	21,549,914,934
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,889,895,545	△7,259,515,898
純資産合計	10,251,992,584	14,290,399,036
負債純資産合計	10,287,788,179	14,333,818,226

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13特定期間 (自平成24年4月6日 至平成24年10月5日)	第14特定期間 (自平成24年10月6日 至平成25年4月5日)
営業収益		
受取利息	4,150	3,972
有価証券売買等損益	△1,762,294,816	4,889,996,355
営業収益合計	△1,762,290,666	4,890,000,327
営業費用		
受託者報酬	5,733,405	6,171,222
委託者報酬	51,600,980	55,541,398
その他費用	351,471	358,917
営業費用合計	57,685,856	62,071,537
営業利益又は営業損失（△）	△1,819,976,522	4,827,928,790
経常利益又は経常損失（△）	△1,819,976,522	4,827,928,790
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,819,976,522	4,827,928,790
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△53,144,659	108,450,284
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△11,792,841,805	△12,889,895,545
剰余金増加額又は欠損金減少額	840,500,670	1,280,889,533
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	840,500,670	1,280,889,533
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	170,722,547	369,988,392
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	170,722,547	369,988,392
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,889,895,545	△7,259,515,898

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13特定期間 (平成24年10月5日現在)	第14特定期間 (平成25年4月5日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総口数	23,141,888,129口	21,549,914,934口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,889,895,545円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,259,515,898円であります。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4430円 (4,430円)	0.6631円 (6,631円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13特定期間 (自平成24年4月6日 至平成24年10月5日)	第14特定期間 (自平成24年10月6日 至平成25年4月5日)
1. 分配金の計算過程	(自平成24年4月6日 至平成24年7月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(90,329,566円)及び分配準備積立金(825,743,105円)より分配対象収益は916,072,671円(1口当たり0.038131円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。 (自平成24年7月6日 至平成24年10月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(75,328,258円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(91,700,803円)及び分配準備積立金(790,883,142円)より分配対象収益は957,912,203円(1口当たり0.041393円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	(自平成24年10月6日 至平成25年1月7日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(11,472,973円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(90,890,541円)及び分配準備積立金(818,581,379円)より分配対象収益は920,944,893円(1口当たり0.041916円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。 (自平成25年1月8日 至平成25年4月5日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(123,388,109円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(122,092,171円)及び分配準備積立金(783,445,488円)より分配対象収益は1,028,925,768円(1口当たり0.047746円)ですが、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第13特定期間 (自平成24年4月6日 至平成24年10月5日)	第14特定期間 (自平成24年10月6日 至平成25年4月5日)
----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第13特定期間 (平成24年10月5日現在)	第14特定期間 (平成25年4月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13特定期間 (平成24年10月5日現在)	第14特定期間 (平成25年4月5日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△513,438,745	2,559,834,151
合計	△513,438,745	2,559,834,151

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第13特定期間 （平成24年10月5日現在）	第14特定期間 （平成25年4月5日現在）
期首元本額	24,461,429,420円	23,141,888,129円
期中追加設定元本額	315,219,937円	933,234,371円
期中一部解約元本額	1,634,761,228円	2,525,207,566円

（４）【附属明細表】

（平成25年4月5日現在）

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 （口）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ	16,162,396,460	14,290,790,949	
親投資信託受益証券 合計		16,162,396,460	14,290,790,949	
合計		16,162,396,460	14,290,790,949	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型））は、「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ日本勝ち組マザーファンドⅡ」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年10月5日現在）	（平成25年4月5日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	672,875,107	675,652,049
株式	9,534,585,400	13,679,169,800
派生商品評価勘定	2,226,255	33,573,125
未収配当金	105,450,550	126,196,020
前払金	7,645,000	—
流動資産合計	10,322,782,312	14,514,590,994
資産合計	10,322,782,312	14,514,590,994
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,329,535	—
前受金	—	18,294,000
未払解約金	8,319,440	11,089,266
流動負債合計	14,648,975	29,383,266
負債合計	14,648,975	29,383,266
純資産の部		
元本等		
元本	17,542,796,965	16,382,185,893
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,234,663,628	△1,896,978,165
純資産合計	10,308,133,337	14,485,207,728
負債純資産合計	10,322,782,312	14,514,590,994

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成24年10月5日現在）	（平成25年4月5日現在）
1. 担保に供している資産 差入代用有価証券	株式 461,700,000円	株式 768,820,000円
2. 計算日における受益権総口数	17,542,796,965口	16,382,185,893口
3. 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 7,234,663,628円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 1,896,978,165円であります。
4. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5876円 (5,876円)	0.8842円 (8,842円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成24年4月6日 至 平成24年10月5日）	（自 平成24年10月6日 至 平成25年4月5日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人 に関する法律第2条第4項に定める証券 投資信託であり、信託約款に規定する 「運用の基本方針」に従い、有価証券 等の金融商品に対して投資として運用 することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類 は、有価証券、デリバティブ取引、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務 であります。これらは、価格変動リス ク、金利変動リスクなどの市場リスク、 信用リスク及び流動性リスク等のリス クに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリ バティブ取引は、株価指数先物取引で あります。当該デリバティブ取引は、信 託財産が運用対象とする資産の価格変 動リスクの低減及び信託財産に属する 資産の効率的な運用に資する事を目的 として行っており、株価の変動による リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信 託及び投資法人に関する法律及び同施 行規則、投資信託協会の諸規則、信託約 款、取引権限及び管理体制等を定めた 社内規則に従い、運用部門が決裁担当 者の承認を得て行っております。また、 リスク管理部門が日々遵守状況を確認 し、市場リスク、信用リスク及び流動性 リスク等のモニターを行い、問題があ ると判断した場合は速やかに対応でき る体制となっております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成24年10月5日現在)	(平成25年4月5日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成24年10月5日現在	平成25年4月5日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△1,330,743,269	4,234,336,143
合計	△1,330,743,269	4,234,336,143

（デリバティブ取引等に関する注記）

デリバティブ取引

株式関連

種類	(平成24年10月5日 現在)				(平成25年4月5日 現在)			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 先物取引 買 建	772,565,000	—	768,560,000	△4,005,000	765,856,000	—	799,500,000	33,644,000
合計	772,565,000	—	768,560,000	△4,005,000	765,856,000	—	799,500,000	33,644,000

（注） 時価の算定方法

1. 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの特定期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成24年10月5日現在）	（平成25年4月5日現在）
同特定期間の期首元本額	18,655,904,251円	17,542,796,965円
同特定期間中の追加設定元本額	281,737,637円	920,337,832円
同特定期間中の一部解約元本額	1,394,844,923円	2,080,948,904円
同特定期間末日の元本額 ※	17,542,796,965円	16,382,185,893円
※上記元本額の内訳		
ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）	17,447,728,275円	16,162,396,460円
ニッセイ日本勝ち組ファンド（毎月判定型）	95,068,690円	219,789,433円
計	17,542,796,965円	16,382,185,893円

附属明細表

（平成25年4月5日現在）

第1 有価証券明細表

① 株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
大和ハウス	244,000	1,983	483,852,000	
麒麟HD	306,000	1,649	504,594,000	
日本たばこ産業	149,500	3,110	464,945,000	
セブン&アイ・HLDGS	148,800	3,400	505,920,000	
三菱ケミカルHLDGS	947,500	410	388,475,000	
電通	151,000	2,859	431,709,000	
武田薬品	87,000	4,980	433,260,000	
JXホールディングス	841,200	507	426,488,400	
ブリヂストン	139,100	3,425	476,417,500	
新日鐵住金	1,798,000	222	399,156,000	
住友電工	387,400	1,199	464,492,600	
小松製作所	202,500	2,201	445,702,500	
クボタ	340,000	1,343	456,620,000	
日立	800,000	547	437,600,000	
デンソー	112,400	4,110	461,964,000	
京セラ	50,500	8,770	442,885,000	
三菱重工業	851,000	574	488,474,000	※
トヨタ自動車	91,200	5,090	464,208,000	※
キャノン	128,100	3,290	421,449,000	
凸版印刷	658,000	667	438,886,000	
三菱商事	244,800	1,661	406,612,800	
三菱UFJフィナンシャルG	794,400	607	482,200,800	

オリックス	381,000	1,393	530,733,000	
野村ホールディングス	778,200	602	468,476,400	
東京海上HD	159,600	2,805	447,678,000	
東日本旅客鉄道	57,700	8,610	496,797,000	※
日本通運	962,000	468	450,216,000	
日本電信電話	108,100	4,175	451,317,500	
東京瓦斯	897,000	516	462,852,000	
ヤマダ電機	105,620	4,215	445,188,300	
合計	12,921,620		13,679,169,800	

（注） 1. ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

三菱重工業 180,000株 トヨタ自動車 80,000株 東日本旅客鉄道 30,000株

② 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第4 不動産等明細表
該当事項はありません。

第5 商品明細表
該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第8 借入金明細表
該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年4月30日現在）

I 資産総額	15,878,602,455 円
II 負債総額	100,668,463 円
III 純資産総額（I－II）	15,777,933,992 円
IV 発行済数量	21,502,377,096 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV×10000）	7,338 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成25年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

② 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	185	22,089
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	14	2,169
単位型公社債投資信託	0	0

合計	199	24,259
----	-----	--------

○ 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)		当事業年度 (平成25年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		1,324,746		1,199,671
有価証券		8,309,605		6,810,580
前払費用	※1	200,463	※1	420,669
未収委託者報酬		1,465,803		1,578,598
未収運用受託報酬	※1	778,921	※1	957,692
未収投資助言報酬	※1	154,740	※1	158,845
繰延税金資産		273,967		360,157
その他		44,410		50,805
流動資産合計		12,552,657		11,537,020
固定資産				
有形固定資産				
建物	※2	115,964	※2	123,366
車両	※2	2,970	※2	1,731
器具備品	※2	148,251	※2	125,394
有形固定資産合計		267,186		250,493
無形固定資産				
ソフトウェア		1,228,624		1,068,747
ソフトウェア仮勘定		55,978		51,802
その他		8,171		8,139
無形固定資産合計		1,292,774		1,128,689
投資その他の資産				
投資有価証券		25,328,584		28,546,974
関係会社株式		-		66,222
差入保証金	※1	283,591	※1	285,266
繰延税金資産		437,364		172,442
その他		38		17
投資その他の資産合計		26,049,578		29,070,923
固定資産合計		27,609,540		30,450,106
資産合計		40,162,198		41,987,127

負債の部

流動負債

預り金		30,600		29,275
未払償還金		148,104		144,737
未払手数料	※1	560,208	※1	587,015
未払運用委託報酬		396,073		488,571
未払投資助言報酬		126,813		163,129
その他未払金	※1	205,721	※1	219,369
未払費用	※1	122,185	※1	80,370
未払法人税等		149,239		437,800
前受運用受託報酬		-		58
賞与引当金		538,159		745,159
その他		22,815		68,729
流動負債合計		2,299,923		2,964,217

固定負債

退職給付引当金		767,977		929,869
役員退職慰労引当金		13,630		12,650
その他	※1	4,973		-
固定負債合計		786,580		942,519

負債合計

3,086,503	3,906,737
-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	17,833,930	18,272,607
利益剰余金合計	18,513,737	18,952,414
株主資本合計	36,795,577	37,234,254

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	280,116	846,135
評価・換算差額等合計	280,116	846,135

純資産合計	37,075,694	38,080,390
負債・純資産合計	40,162,198	41,987,127

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,952,331	9,738,507
運用受託報酬	3,987,169	5,029,976
投資助言報酬	705,920	681,350
業務受託料	47,100	47,100
営業収益計	14,692,522	15,496,935
営業費用		
支払手数料	4,131,652	4,096,763
広告宣伝費	27,241	4,527
公告費	323	-
調査費	2,700,559	3,009,996
支払運用委託報酬	1,294,778	1,372,587
支払投資助言報酬	479,438	751,264
委託調査費	42,633	44,108
調査費	883,708	842,036
委託計算費	101,748	104,631
営業雑経費	390,063	447,523
通信費	55,182	56,472
印刷費	133,820	142,821
協会費	17,984	19,986
その他営業雑経費	183,076	228,242
営業費用計	7,351,588	7,663,442
一般管理費		
役員報酬	※1 59,718	※1 57,777
給料・手当	3,012,857	2,915,416
賞与引当金繰入額	537,887	726,623
賞与	260,246	224,092
福利厚生費	566,829	559,429
退職給付費用	156,575	208,549
役員退職慰労引当金繰入額	5,455	7,100
役員退職慰労金	650	-
其他人件費	115,587	121,504
不動産賃借料	632,434	619,902

その他不動産経費	27,417	26,829
交際費	14,037	11,456
旅費交通費	90,473	74,226
固定資産減価償却費	654,122	583,306
租税公課	79,628	80,741
業務委託費	179,945	163,637
器具備品費	151,259	134,449
保守料	87,228	88,640
保険料	60,291	60,440
寄付金	5,000	-
諸経費	56,644	41,887
一般管理費計	6,754,291	6,706,012
営業利益	586,642	1,127,480
営業外収益		
受取利息	1,966	172
有価証券利息	93,236	86,415
受取配当金	45,856	79,789
補助金収入	-	9,500
その他営業外収益	17,359	10,147
営業外収益計	158,419	186,025
営業外費用		
為替差損	6,419	15,251
賃貸借契約解約損	4,124	-
控除対象外消費税	-	5,693
その他営業外費用	1,248	646
営業外費用計	11,792	21,591
経常利益	733,269	1,291,913
特別利益		
投資有価証券売却益	25,290	125,271
投資有価証券償還益	-	1,755
事故受取保険金	※3 14,136	-
清算配当金	※5 59,327	-
特別利益計	98,754	127,026
特別損失		
投資有価証券売却損	1,778	400,864
投資有価証券償還損	87,378	4,005
固定資産除却損	※4 19,104	※4 8,268
事故損失賠償金	※2 39,244	※2 58
特別損失計	147,506	413,196
税引前当期純利益	684,516	1,005,743
法人税、住民税及び事業税	263,157	557,322
法人税等調整額	77,232	△125,815

法人税等合計	340,390	431,507
当期純利益	344,126	574,236

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000

別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,625,364	17,833,930
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	17,833,930	18,272,607
利益剰余金合計		
当期首残高	18,305,171	18,513,737
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	18,513,737	18,952,414
株主資本合計		
当期首残高	36,587,011	36,795,577
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△135,560
当期純利益	344,126	574,236
当期変動額合計	208,566	438,676
当期末残高	36,795,577	37,234,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
評価・換算差額等合計		
当期首残高	227,494	280,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	52,622	566,019
当期末残高	280,116	846,135
純資産合計		

当期首残高	36,814,506	37,075,694
当期変動額		
剰余金の配当	△135,560	△135,560
当期純利益	344,126	574,236
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	52,622	566,019
当期変動額合計	261,188	1,004,695
当期末残高	37,075,694	38,080,390

（重要な会計方針）**1. 有価証券の評価基準及び評価方法****① 満期保有目的の債券**

償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。

③ 関係会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法**① 有形固定資産**

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準**① 賞与引当金**

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

③ 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

平成23年度の税制改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が3,082千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が3,082千円増加しております。

(注記事項)
(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
前払費用	52,725千円	54,152千円
未収運用受託報酬	383,091	493,954
未収投資助言報酬	135,967	133,324
差入保証金	280,262	280,262
未払手数料	90,057	112,306
その他未払金	19,525	35,771
未払費用	59,677	12,606
その他固定負債	4,973	-

※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
建物	206,955千円	232,440千円
車両	4,043	5,282
器具備品	573,767	599,393
計	784,767	837,116

(損益計算書関係)

※ 1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

取締役	180,000千円
監査役	40,000千円

※ 2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

※ 3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。

※ 4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
器具備品	11,393千円	3,568千円
その他	7,711	4,700
計	19,104	8,268

※ 5. 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	—	—	108,448
合計	108,448	—	—	108,448

2. 配当に関する事項**①配当金支払額**

平成23年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
 配当金の総額 135,560千円
 1株当たり配当額 1,250円
 基準日 平成23年3月31日
 効力発生日 平成23年6月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

株式の種類 普通株式
 配当金の総額 135,560千円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 1,250円
 基準日 平成24年3月31日
 効力発生日 平成24年6月25日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	—	—	108,448
合計	108,448	—	—	108,448

2. 配当に関する事項**①配当金支払額**

平成24年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
 配当金の総額 135,560千円
 1株当たり配当額 1,250円
 基準日 平成24年3月31日
 効力発生日 平成24年6月25日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式
 配当金の総額 135,560千円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 1,250円
 基準日 平成25年3月31日
 効力発生日 平成25年6月24日

（リース取引関係）**1. ファイナンス・リース取引****所有権移転外ファイナンス・リース取引**

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（単位：千円）

	前事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

(単位：千円)

	当事業年度（平成25年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	589	273

②未経過リース料期末残高相当額等（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	174	186
1年超	287	108
合計	462	295

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	361	186
減価償却費相当額	330	172
支払利息相当額	19	12

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機
回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社
が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価
格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自
己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握すること
が極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金・預金	1,324,746	1,324,746	—
② 有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174
その他有価証券	4,298,900	4,298,900	—
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
その他有価証券	6,899,008	6,899,008	—

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金・預金	1,199,671	1,199,671	—
② 有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,860	4,020,850	9,989
その他有価証券	2,799,720	2,799,720	—
③ 投資有価証券			
満期保有目的の債券	21,902,802	22,023,000	120,197
その他有価証券	6,576,671	6,576,671	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており
ます。

②有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	67,500	67,500
関係会社株式	—	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,301,000	2,409,250	1,459,100	—
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	—

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,199,671	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	21,800,000	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	3,606,000	2,706,150	989,200	—
合計	8,805,671	24,506,150	989,200	—

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	△106
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,033,806	1,033,700	△106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	25,913,663	26,043,000	130,186
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	25,913,663	26,043,000	130,186
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		25,913,663	26,043,000	130,186

2. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	①国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	2,591,974	3,160,015	△568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	△568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	2,799,720	2,799,436	283
	①国債・地方債等	2,799,720	2,799,436	283
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	5,851,826	4,439,350	1,412,476
	小計	8,651,546	7,238,786	1,412,760
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他（注1）	724,845	808,500	△83,654
	小計	724,845	808,500	△83,654
合計		9,376,391	8,047,286	1,329,105

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
非上場株式	67,500千円	67,500千円
関係会社株式	－千円	66,222千円

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	－	－	－
(2)債券	－	－	－
(3)その他	2,175,318	125,271	△400,864
合計	2,175,318	125,271	△400,864

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付債務	767,977千円	929,869千円
(2)退職給付引当金	767,977千円	929,869千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	132,222千円	186,034千円
(2)退職給付負担金	24,353千円	22,515千円

(注) 福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
福利厚生費として確定拠出 型年金制度への拠出金	45,640千円	44,561千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	204,554千円	283,235千円
未払事業税	19,923	38,976
その他	<u>49,981</u>	<u>38,054</u>
繰延税金資産合計	274,458	360,265
繰延税金負債		
有価証券評価差額	<u>491</u>	<u>107</u>
繰延税金負債合計	<u>491</u>	<u>107</u>
繰延税金資産の純額	<u>273,967</u>	<u>360,157</u>
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	276,081	333,409
役員退職慰労引当金	4,857	2,339
税務上の繰延資産償却超過額	2,519	4,508
投資有価証券評価損	472,994	492,770
投資有価証券評価差額	212,965	31,716
その他	<u>6,911</u>	<u>3,505</u>
小計	<u>976,328</u>	<u>868,247</u>
評価性引当額	<u>△106,755</u>	<u>△95,324</u>
繰延税金資産合計	<u>869,573</u>	<u>772,923</u>
繰延税金負債		
特別分配金否認	50,467	85,903
投資有価証券評価差額	<u>381,742</u>	<u>514,578</u>
繰延税金負債合計	<u>432,209</u>	<u>600,481</u>
繰延税金資産の純額	<u>437,364</u>	<u>172,442</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.00%	法定実効税率 38.01%
(調整)	(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.93	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.38
住民税均等割	0.85	住民税均等割 0.58
税率変更に伴う影響	9.27	税率変更に伴う影響 3.66
その他	<u>△1.32</u>	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73	その他 <u>0.71</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.90

（セグメント情報等）**〔セグメント情報〕**

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**（1）営業収益**

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,745,589

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）**1 関連当事者との取引**

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	1,525,483	未収運用 受託報酬	383,091
								投資助言報酬 の受取	632,674	未収投資 助言報酬	135,967
								業務受託料 の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万 円)	事業の内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	日本生命 保険相互 会社	大阪府 大阪市 中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業 取引	運用受託報酬 の受取	2,098,663	未収運用 受託報酬	493,954
								投資助言報酬 の受取	599,826	未収投資 助言報酬	133,324
								業務受託料 の受取	47,100	-	-
								関係会社株式 の取得	66,222	-	-

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
１株当たり純資産額	341,875円31銭	351,139円62銭
１株当たり当期純利益金額	3,173円18銭	5,295円04銭

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
当期純利益	344,126千円	574,236千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	344,126千円	574,236千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更等

該当事項はありません。

② 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成25年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（平成25年3月末現在）

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
株式会社七十七銀行	24,658百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社富山銀行	6,730百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	信用金庫法に基づき設立された、信用金庫の中央金融機関です。
信金中央金庫	490,998百万円	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成24年10月25日	臨時報告書
平成25年1月4日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年1月25日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小暮和敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 智 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）の平成24年10月6日から平成25年4月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本勝ち組ファンド（3ヵ月決算型）の平成25年4月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)